

津幡町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年6月11日

石川県津幡町議会議長 八十嶋 孝 司

#### 津幡町議会規程第1号

津幡町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

津幡町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年津幡町議会規程第1号）一部を次のように改める。

第3条第5号中「第19条の4第1項第5号」を「第19条の4第1項第4号」に改め、同条第16号中「第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号」を「第201条の2第1項に規定する被保険者番号等」に改める。

#### 附 則

この規程中第3条第16号の改正規定は公布の日から、第3条第5号の改正規定は出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号）の施行の日から施行する。